

法人名：産業技術総合研究所

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付または支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分
公益財団法人日本デザイン振興会	9010405009619	学会参加費	255,120		令和元年6月26日 令和元年8月7日 令和元年10月16日		公財	国所管
公益社団法人応用物理学会	3010005017052	学会参加費	1,950,398		令和元年5月30日 令和元年6月6日 他95件		公社	国所管
		論文別刷（投稿）代	123,216		令和元年5月29日 令和元年8月22日			
公益社団法人高分子学会	2010005018860	学会参加費	410,910		令和元年5月16日 令和元年5月23日 他31件		公社	国所管
公益社団法人自動車技術会	3010005016608	学会参加費	288,000		令和元年6月6日 令和元年6月13日 他11件		公社	国所管
公益社団法人新化学技術推進協会	5010005018503	学会参加費	172,000		令和元年5月30日 令和元年6月20日 他16件		公社	国所管
公益社団法人低温工学・超電導学会	4010005016747	学会参加費	107,000		令和元年6月20日 令和元年6月27日 令和元年7月11日 令和元年8月22日		公社	国所管

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付または支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分
公益社団法人電気化学会	5010005018107	学会参加費	181,700		令和元年5月16日 令和元年6月27日 他16件		公社	国所管
公益社団法人砥粒加工学会	1011105004603	学会参加費	171,000		令和元年5月16日 令和元年6月26日 他9件		公社	国所管
公益社団法人日本セラミックス協会	8011105004638	学会参加費	135,000		令和元年7月25日 令和元年8月8日 令和元年8月22日 令和元年9月12日 令和元年10月3日		公社	国所管
		論文別刷(投稿)代	226,208		令和元年7月24日 令和元年8月7日 令和元年9月25日			
公益社団法人日本金属学会	6370005000044	論文別刷(投稿)代	346,680		令和元年6月12日 令和元年7月10日 令和元年10月2日 令和元年10月9日		公社	国所管
公益社団法人日本顕微鏡学会	9011105005429	学会参加費	231,000		令和元年5月23日 令和元年7月11日 他15件		公社	国所管
公益社団法人日本生体医工学会	3010005018694	学会参加費	153,000		令和元年6月6日 令和元年7月11日 令和元年7月25日 令和元年8月22日		公社	国所管
公益社団法人日本生物工学会	4120905003123	論文別刷(投稿)代	106,920		令和元年5月22日 令和元年6月19日		公社	国所管

交付又は支出先法人名称	法人番号	名目・趣旨等	交付または支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口 当たりの金額、もしくは最低限の 金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国所管、都道府県 所管の区分
公益社団法人日本地球惑星科学連合	8010005013468	学会参加費	2,952,791		令和元年5月16日 令和元年6月6日 他175件		公社	国所管
公益社団法人日本伝熱学会	4010005018925	学会参加費	103,000		令和元年6月27日 令和元年7月25日		公社	国所管
公益社団法人日本分析化学会	7010705001780	学会参加費	112,000		令和元年6月6日 令和元年6月13日 他11件		公社	国所管
		論文別刷(投稿)代	250,236		令和元年7月24日 令和元年9月11日 令和元年10月16日			
公益社団法人物理探査学会	9010005017055	各種講習会等の参加費や受講料	177,120		令和元年8月8日		公社	国所管

【記載要領】

(注1) 「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2) 「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3) 「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。